

社会福祉法人 大地

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	未実施	—	—	—
6	未実施	—	—	—
7	実地	<p>評議員の任期について 前回の指導監査で、評議員の任期を定款の規定より1年長く設定していると指摘していたが、是正されていない。評議員の任期は、定款の定めるところにより、令和7年度決算に係る定時評議員会の終結の時までに修正を行うこと。</p> <p>【法人定款第7条第1項】</p>	<p>令和8年3月13日の理事会、同年3月27日の評議員会にて指導監査にて指摘を受けた評議員の任期を報告します。令和8年5月に評議員選任・解任委員会を開催し評議員を選任し任期を修正します。実施時期等は、令和8年5月31日</p>	R7.12
7	実地	<p>役員等に対する報酬等の支給基準について 「役員等の報酬及び費用弁償規程」の改正が行われているが、評議員会の承認を受けていない。当該規程を改正するときは、評議員会の承認を受けること。</p> <p>【法第45条の3第2項、法人定款第10条第3号】</p>	<p>令和8年3月27日の評議員会にて、役員等に対する報酬等の支給基準規程の承認を得ます。実施時期等は、令和8年3月31日</p>	R7.12

「実地」・・・実地による監査を実施
 「書面」・・・書面による監査を実施
 「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度
 「延期」・・・特別な事情により延期した場合
 「中止」・・・災害等により延期